

相馬市請負工事成績評定要領

平成17年3月30日

告示第16号

(目的)

第1条 この要領は、相馬市工事検査実施規程（平成16年相馬市訓令第10号。以下「規程」という。）第11条第2項の規定により、相馬市が発注する請負工事の成績評定に關して必要な事項を定め、公正かつ適正な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の請負金額が500万円以上の工事について行うものとする。
なお、解体工事及び維持修繕工事における除草等の簡易な工事は除く。

(評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、高度技術力、創意工夫、環境対策、社会性等の評価項目について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 第1評定者 規程に定める監督員
- 二 第2評定者 当該工事担当課長
- 三 第3評定者 規程に定める検査員

(評定の方法)

第5条 評定は、各評価項目について、工事ごと、評定者ごとに独立して公正かつ適正に行うものとする。ただし、一つの工事の評定者が複数の場合においては、それらの者が協議して評定を行うものとする。

2 評定の方法は別に定める手順により行うものとし、その結果は、工事成績評定表等（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

3 評定表等の様式は、別に定めるものとする。

(評定の時期)

第6条 評定の時期は、第1評定者及び第2評定者については工事が完成したとき、第3評定者については検査を実施したときにそれぞれ行うものとする。

(評定表等の提出)

第7条 第3評定者は、検査を実施した日から10日以内に、評定表等を契約権者へ提出しなければならない。

2 契約権者は、第3評定者から提出のあった評定表等を当該工事担当課長に送付しなければならない。

(評定結果の通知)

第8条 契約権者は、第3評定者から評定表等の提出があったときは、当該工事の請負者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 契約権者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は修正しなければならない。

2 契約権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条及び前条による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日(相馬市の休日を定める条例(平成元年相馬市条例第31号)に規定する休日を含む。)以内に、書面により契約権者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約権者は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書(様式第2号)により回答するものとする。

(受託検査の評定)

第11条 受託検査に係る評定については、別に定める場合を除き、この要領を適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

（契約の相手方所在地
商号又は名称代表者氏名）様

相馬市長 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、相馬市請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。なお、評定の結果に疑問があるときは、本市に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して 14 日（相馬市の休日を定める条例（平成元年相馬市条例第 31 号）に規定する休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 工 事 名 | 工 事 |
| 2 | 工 事 番 号 第 号 | |
| 3 | 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日 | |
| 4 | 竣工検査年月日 年 月 日 | |
| 5 | 成 績 評 定 | |
| ① | 評 定 点 点（項目別評定点は、別表 1 のとおり）
（修正評定点 点 ※評定点が修正された場合のみ） | |
| 6 | 送付先及び手続き等の問い合わせ先 | |
| | 〒 福島県相馬市中村字北町 63 番地の 3
相馬市総務部財政課工事審査室
TEL | |

別表 1

項 目 別 評 定 点

評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 0.4 点
	II. 配置技術者	/ 1.2 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 1.8 点
	II. 工程管理	/ 3.0 点
	III. 安全対策	/ 4.0 点
	IV. 対外関係	/ 0.8 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 6.8 点
	II. 品 質	/ 8.0 点
	III. 出来ばえ	/ 2.0 点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	/ 2.0 点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	/ 2.0 点
6. 環境対策（加点のみ）	環境対策	/ 2.0 点
7. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	/ 1.0 点
8. 法令遵守等（減点のみ）		/ 0.0 点
加 減 点 合 計		/ 35.0 点
基準点（標準評定点）		/ 65.0 点
評 定 点 合 計		/ 100.0 点

評定点合計は、小数第 1 位を四捨五入し整数としています。

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

（契約の相手方所在地
商号又は名称代表者氏名）様

相馬市長 印

工事成績評定に係る説明書(回答)

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容につ
いては、下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 工 事 名 | 工 事 |
| 2 | 工 事 番 号 第 | 号 |
| 3 | 疑問に対する回答 | |